

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和3年7月30日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和3年7月30日（金）午前9時～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

産業振興課 金井課長、黒澤主査、綿崎主任主事

3 件名

白井市産業振興ビジョンの方向性について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

・計画期間は原則10年とあるが令和4年から10年ということか。
 →総合計画を推進するための個別基幹計画で、総合計画と期間を合わせるべきであることから、今回は4年で次からは10年の期間とする。

・異なる分野の事業間の連携とは何が考えられるか。
 →農業と観光を組み合わせた施設や高齢者・障がい者の雇用などが考えられる。

・実施計画事業として取り組むとあるが、新たに策定するのか。
 →新たに策定せず、総合計画の実実施計画事業として行い、本ビジョンに沿って定期的に見直していく。

（指示）

- ・本文中の表現を、「産業振興ビジョン」に合わせて整理すること。
- ・SDGsを意識した文言を入れること。
- ・本ビジョンを推進することで事業間連携を進めること。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。

付議書(行政経営戦略会議)

部課名 市民環境経済部産業振興課

件名	白井市産業振興ビジョンの方向性について							
計画の概要	<p>【役割・位置づけ】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・白井市産業振興ビジョン(以下「ビジョン」という)は、第5次総合計画の個別基幹計画に位置付けられており、総合計画で掲げられた将来像を産業面から達成するために必要な政策の方向性を示す産業分野全般の指針であり、白井市産業振興条例第4条第2項の規定により定める。 <p>【計画期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4~7年(4年間)。 ・原則10年間の計画とし、基本計画の期間である5年毎に定期見直しを行う。 <p>【計画体系・方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジョン全体の構成は、全体ビジョンに基づき、農業・商業・工業・観光のそれぞれの分野別ビジョンと、これに沿った基本方針を定める。 ・基本方針により具体的な施策や取組みを検討し、実施計画事業としてこれらを実施する。 ・ビジョンに沿った各個別事業は実施計画事業であるため、進行管理については産業振興ビジョンの中で行わず総合計画の実施計画上で行い、産業振興ネットワーク(諮問機関)に報告する。 ・ビジョンの中間年度(5年毎)にはそれまでの取組みの見直しを行うとともに、最終年度に取組の総括を行い、それを踏まえ次期ビジョンの策定を行う。 							
論点(決定を要する事項)	ビジョンの方向性について(検討フロー、計画期間、全体像)							
部内会議や関係課等との調整結果(主な意見・懸案事項)	【部内会議】 部内会議において、これまでの経緯や産業振興ネットワークとの関係についての質疑、付議書や資料の文言について修正意見があったため対応し、了承された。							
スケジュール	R3.8 産業振興ネットワーク会議 諮問(素案について)							
	R3.8 産業振興ネットワーク会議 答申							
	R3.9 議員全員協議会(報告)							
	R3.9 パブリックコメント							
	R3.12 産業振興ネットワーク会議 付議(案について)							
	R4.1 産業振興ネットワーク会議 答申							
	R4.2 ビジョンの決定							
	項目	有無	方法(時期)	項目	有無	方法(時期)		
	条例規則	無		報道発表	無			
	議会説明	有	議員全員協議会(R3年9月)	広報・HP等	有	HP(R4年2月)		
	市民参加	有	産業振興ネットワーク会議(R3年8月、12月、R4年1月)、パブリックコメント(R3年9月)					
	付議書公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分非 <input type="checkbox"/> 時限非 () まで						
参考情報	関係法令等							
	関係課							
	事業費 0 千円 (うち特定財源 千円)							
	カテゴリー	年代	全ての年代	場所	市内全域	目的	産業・雇用	手段

白井市産業振興ビジョンの方向性について

1 役割と検討フロー等

1. 役割と目的

- 産業振興ビジョンは、白井市第5次総合計画で掲げられる将来像である「ときめきとみどりあふれる快活都市」を産業面から達成するために必要な政策の方向性を示すものであり、市の産業分野全般の指針です。
- 白井市第5次総合計画（前・後基本計画）における産業分野の施策を、実施計画の個別事業に落とし込むにあたり、外部環境の変化や白井市の特徴を、経済センサスなどの統計資料に基づいて分析した上で、必要な政策の方向性を検討することで、より大きな政策効果を見込みます。
- 農業・商業・工業・観光といった異なる分野の事業間の連携を促すことで、産業全体で政策効果の極大化を図ります。

2. 策定のための検討フロー

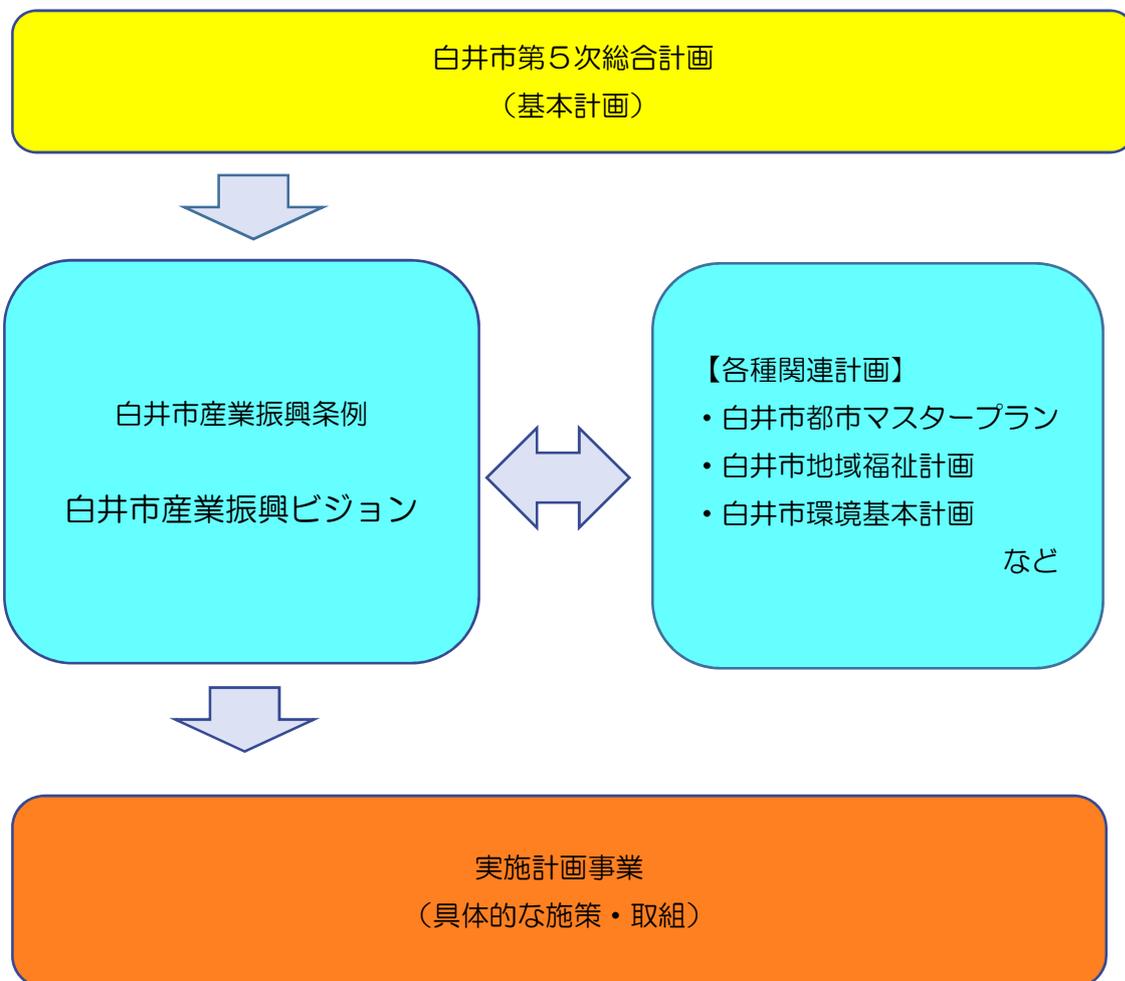
検討フロー	内容
(1)内外の環境分析	白井市に影響を与えうる外部環境の変化（少子高齢化と人口減少社会やグローバル化の進展など）と、白井市の産業の特徴（産業構造、地域資源など）を分析し、現状と課題として整理する
(2)全体ビジョンの設定	(1)の内外の環境分析結果を、各産業の望まれる姿として整理し、白井市の目指すべき全体ビジョンを設定する
(3)分野別ビジョンと基本方針の設定	(2)で設定した全体ビジョンを実現するために必要な、産業分野別のビジョンとその基本方針（政策の方向性）を検討する

2 位置づけ

産業振興ビジョンは、白井市産業振興条例の第4条第2項に規定される「市は、産業の振興に関する施策を計画的かつ効率的に実施しなければならない」として定めず。

また、本市の行政運営を総合的かつ計画的に推進していくための最上位計画である白井市第5次総合計画を推進するための個別基幹計画に位置づけられています。

そのため、個別の施策や取組については、土地利用等の基本的な方針を定める「白井市都市マスタープラン」をはじめとする他の個別基幹計画と整合性を図り、実施計画事業として取り組んでいきます。

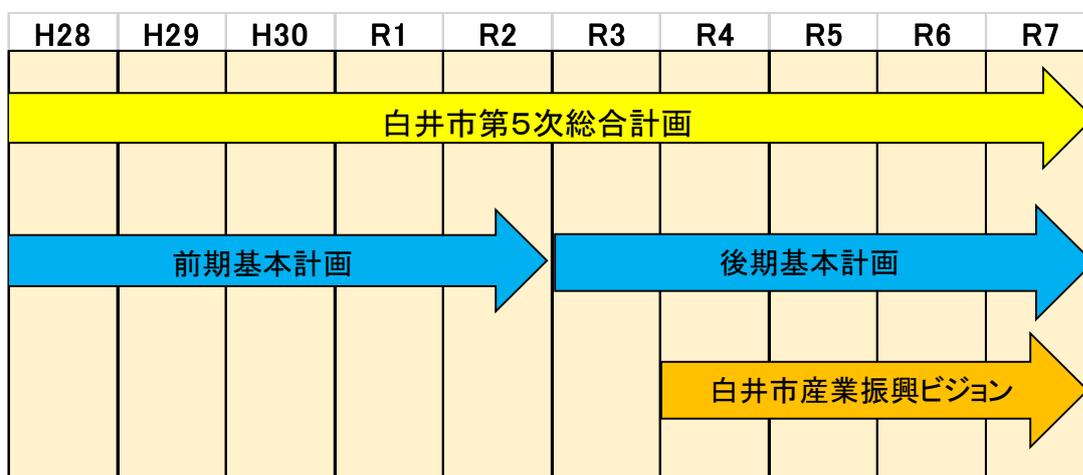


3 計画期間等

産業振興ビジョンは総合計画の産業分野における基幹計画であるため、その計画期間は総合計画との整合性を図るため10年間として策定し、基本計画期間である5年ごとに定期見直しを行うことを原則とします。

また、総合計画の見直しや、本市を取り巻く社会情勢や産業動向・経済環境の変化を踏まえて、必要に応じて随時見直しを行います。

本ビジョンの期間は令和4年度から令和7年度までの4年間とします



4 全体像（案）

白井市の産業振興ビジョンの全体像は以下のとおりです。

